

横浜市電争議解決

再組織運動に路進ま

幹部五名を組織員として横浜市電の争議に其の後當局の権限と新実行委員の統制が取り下ろされた。これにより、

たが去る三日漸く九の如き五ヶ条の要求を提出した。

1) 解雇者として五ヶ月分の手当を支給すること、2) 依獄

解雇とすること、3) 職首者の就職を紹介すること、4) 依獄

中の事件に關し職首者を吐き出すこと、5) 争議費用三ヶ月を支給すること、

然るに局長は即時拒絶の回答をしたが更に交渉の結果八日午前一時に至り九の如き条件にて解決した。

(一) 解雇手当は八百四十日を支給する(総額五万円) 去る事件に對し職首者を出さない

(二) 選利は十分まで認めらるること 共済会に於て病氣の療養に際し三十日給半額支給した

(三) 六月十日迄支給する 以上の条件を以て解決し破産した組織の再建は何も進まなされた。

大衆の憤起による
新宿支部不當撤首
勝利に解決す

免報新宿支部に起つた不当事務評職勸告に對しては新宿支部全大衆は憤然と憤起し組織会の麻痺は留有名連勤に勇気を取り大衆的行動は当局を戦慄せしめ六日當局に遂に評職勸告を撤回し有利に解決した。

4. 7. 11
107

東京市電争議解決に關し

昭和四年七月

小島